

## 第6次行財政改革大綱・実施計画の今後の取組について

### 1 第6次行財政改革大綱及び実施計画の概要

#### (1) 経過

- 令和元年6月 「日野市の当初予算概要及び今後の財政収支見通し」
- 令和2～4年度の3年間で計約100億円の財源不足の見込み
- 令和元年9月 経常収支比率が100%に（平成30年度決算）  
⇒（将来見通し）支出と税収の乖離が加速することは避けられない
- 令和2年2月 財政非常事態宣言の発出
- 令和3年3月 「日野市財政再建方針・第6次行財政改革大綱」
- 財政非常事態宣言からの脱却が目的
  - 「財政運営のあるべき姿」を設定
- 令和4年12月 「日野市財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画」
- 「財政運営のあるべき姿」を達成するための具体的な計画

#### (2) 取組方針と目標値

| 手段：強化取組方針  | 目標：「財政運営のあるべき姿」<br>（令和9年度時点）             |
|--|--|
| 行政サービスのアップデート  | （当初予算編成後の）財政調整基金の残高<br>35.7億円(R10 予算編成後) |
| 公共私のカスタミクス<br>└サービス主体のリバランス<br>└補助金等の適正化<br>└財政援助団体関連事業の最適化            | （普通会計）経常収支比率<br>95%以下                    |
| 収支バランスの改善<br>└歳入増への工夫<br>└特別会計・公営企業会計の健全化<br>└歳出の各年度平準化                | 公債費負担比率<br>8%台かつプライマリーバランスが黒字            |
| 経営基盤の最適化<br>└人的資本の増強<br>└デジタルトランスフォーメーション<br>└ファシリティマネジメント<br>└組織経営の強化 | （標準財政規模に対する、普通会計の）人<br>件費割合<br>28.0%以下   |

## 2 基本的な方針

### 行財政改革推進委員会本部長意見

- 決算状況が改善傾向にあることから、令和 6 年度決算の動向を踏まえて解除に向けた判断をしたい
- ただし財政状況、特に予算編成が楽観視できる状態ではないことに変わりはない
- 財政規律は維持しつつ、行政活動の更なる効率化を断行する体制を整えるなど、宣言解除の他方で持続可能な行政運営体制を整える必要がある

### 既存計画の課題

- 目的と手段の逆転（数値目標を達成するために既定路線がある見直し業務を位置づけるなど）
- 計画上の方針と、主管課の実態が混然一体のものとならない（互いに「外」にあり、組織としての活動方針として機能しきらない）

### 見直しへの基本方針

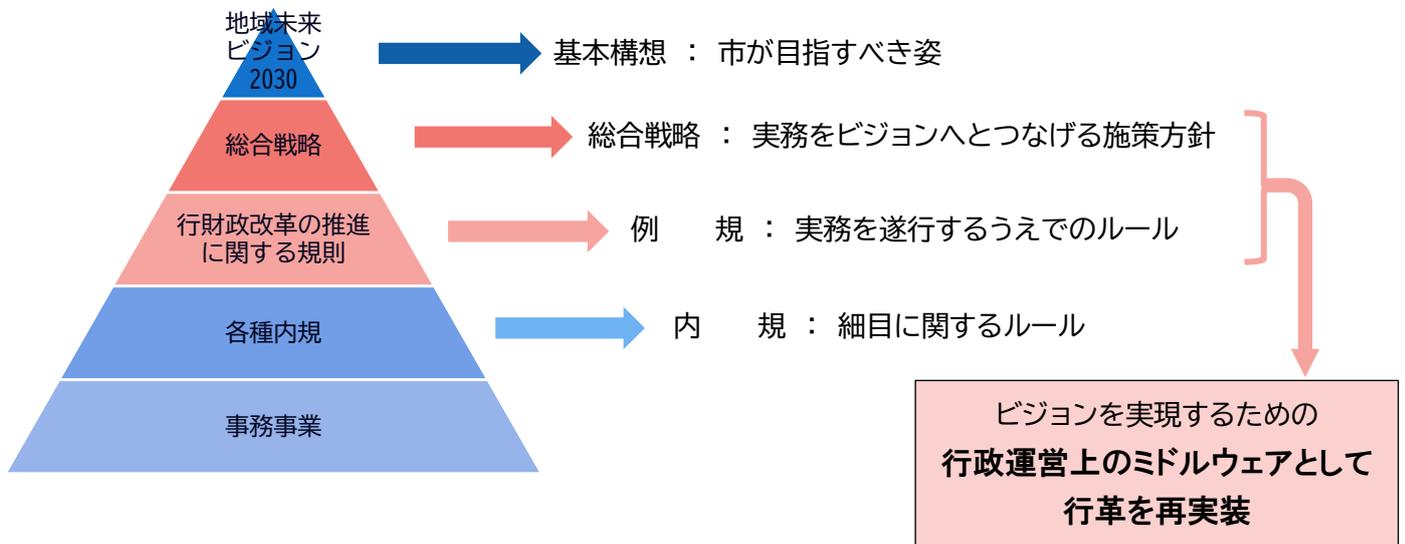
|  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| ① <u>財政非常事態宣言を解除してもなお財政規律が維持され、行政運営の見直しがなされる体制を再構築すること</u> | ③ 「計画」以上に実効的な市組織のシステムとして機能するものであること |
| ② 対外的に説明可能なフレームを有するものとする                                   | ④ 市の活動方針及び全職員の行動規範として共有する仕組みとすること   |

## 3 見直し案

(1)

| 見直し方針   | 見直し案  | 対応  |
|---|---|-----|
| ① 財政非常事態宣言を解除してもなお財政規律が維持され、行政運営の見直しがなされる体制を再構築すること | → ● 予算編成等の業務フローにビルトイン<br>● 改革対象事業の特定・PDCA の継続                 | (イ) |
| ② 対外的に説明可能なフレームを有するものとする                            | → ● 「行財政改革」という活動フレームによる取組の公表を継続                               | (イ) |
| ③ 「計画」以上に実効的な市組織のシステムとして機能する者であること                  | ● 予算編成等の業務フローにビルトイン<br>● 改革対象事業の特定・PDCA の継続                   | (イ) |
| ④ 市の活動方針及び全職員の行動規範として共有する仕組みとすること                   | → ● 行財政改革に関する例規の策定<br>● 令和 8 年度改正予定の総合戦略に行財政改革による市政運営の理念を盛り込む | (ア) |

(ア)各課の業務改善に関する考え方の策定



● 日野市行財政改革実施規則を策定

- 「計画」から「業務遂行上のルール」へ
- 施策立案の際の考え方、施策立案に必要な手順を定める

【規定案（検討中）】

- ✓ 行政サービスのアップデート、公共私ベストミックス等の考え方を規定
- ✓ 市長の指示・確認プロセスを義務的に位置づけ
  - 実務上は予算編成の機会により行うことを想定
  - ヒトとカネをどの程度要するのか
  - それにより生み出す公益は必要不可欠な範囲か
  - DX等更なる効率化はできないか など
- ✓ 一定規模以上の施策立案については、行財政改革推進本部（庁議）の議論を義務化（一定の経営資源の占有を認めることとなるため） など

● 新総合戦略に「経営戦略」としての視点を導入

- 目指すべきまちの将来像に向けて「どのように実現していくか」「具体的にはどうなるように進めていくか」「どうなったら目指すべき姿に近づいたと言えるのか」などを規定
- 職員（ヒト）、公有財産（施設等モノ）、予算（カネ）がどのように配分されていくべきか、の考え方を戦略内に記載
- 策定に当たっては、職員、市民等との対話をプロセスに組み込むほか、柔軟な見直しを図られるものとする

#### (イ)改革対象事業のリスト化、PDCA の実施

- 改革対象事業の見直し活動を継続
  - 管理部門により行政経営上特に重点的に改革を要する事業を見直すフレームとして、改革対象事業のPDCAを継続
  - 行財政改革担当課（企画経営課）は、予算編成担当課（財政課）等と共同し、理事者合意のうえ特定の業務をリストアップ
    - ・ ただし、6次行革の改革対象事業を無条件に引き継ぐことはしない
  - 改革対象事業は従来通りのPDCAを行い、定期的に公表を行う
  
- 行政評価の活用
  - 主管課の見直し支援ツールとして、行政評価を継続
  - ①地域共創プラットフォームを活用した市民参画プロセス、②行革本部会議による評価、③市長による改善指示、④継続的なモニタリング
  - あくまでも主管課による主体的な自己改革を、全庁的に支援するものとして運用

#### 4 今後のスケジュール

| 月日     | 実施事項   |
|--------|--|
| 8月12日  | 行財政改革推進委員会<第1回>(本日) <ul style="list-style-type: none"><li>● 6次行革再編案について(説明)、意見の集約</li></ul>              |
| 8月27日  | 行財政改革推進本部会議<第2回> <ul style="list-style-type: none"><li>● 財政非常事態宣言の解除について</li><li>● 6次行革再編案について</li></ul> |
| 9月     | 9月議会・R6 決算報告   |
| 11~12月 | 行財政改革推進委員会<第3回> <ul style="list-style-type: none"><li>● 行政評価の意見集約、推進委員会意見書公表</li></ul>                   |
| 1月20日  | 行財政改革推進本部会議<第3回> <ul style="list-style-type: none"><li>● 行革実施規則案等について説明</li></ul>                        |